

令和 7 ・ 8 年度秋田県森林整備関係業務入札参加資格者審査申請規程

制定 令和 7 年 1 月 2 7 日 森保－ 2 2 4 8

改正 令和 7 年 2 月 1 8 日 森保－ 2 5 0 9

令和 7 年度及び 8 年度において、秋田県が行う森林整備関係業務の競争入札に参加しようとする者は、この規程に基づき必要な資格審査の申請をしてください。

第 1 条 業務区分

森林整備関係業務は、次の 3 区分とします。

1 森林施業業務

県営林経営事業、治山事業における造林、保育、伐採その他の森林における施業に係る委託を主体としたもの並びにそれらと同程度の技術的判断を要するもの。

2 森林病虫害防除業務

(1)被害木調査及び駆除

森林病虫害対策事業等における被害木の調査及び駆除に係る委託を主体としたもの。

(2)薬剤地上散布

松くい虫防除において地上散布機械により薬剤散布を行うもの。

(3)薬剤空中散布

松くい虫防除において無人ヘリコプター又は、無人マルチローターにより薬剤散布を行うもの。

3 普通作業道等開設業務

県営林経営事業、森林病虫害対策事業等における作業道等の開設に係る委託を主体としたもの。

第 2 条 参加資格要件

競争入札に参加することができるのは、次の第 1 項及び第 2 項各号のいずれかに該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められた者(以下「参加資格者」という。)及びその参加資格を継承した者としてします。

1 必須の要件

(1)主たる営業所又は本店の所在地が県内である法人であること。

(2)県税について未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く)がないこと。

(3)消費税及び地方消費税について未納の税額(徴収猶予に係るものを除く)がないこと。

2 業務区分別の要件

次の全てを満たすこと。

(1)森林施業業務

・ 林業に関する専門技術者(別表 1 に掲げる「林業に関する専門技術者」のいずれか)が 1 名以上常勤していること。なお、本店と支店の両方で申請する場合、それぞれ 1 名以上常勤していること。

・ 森林作業員(森林施業に従事する労働者)を 3 名以上有していること。なお、本店と支店の両方で申請する場合、それぞれ 3 名以上有していること。

(2)森林施業業務のうち治山事業に係るもの

・ 施工管理に関する技術者(別表 1 参照)が常勤していること。

(3)森林病虫害防除業務

1)被害木調査及び駆除

・ 松くい虫専門調査員(別表 1 参照)が常勤していること。

2)薬剤地上散布

・ 散布業務期間(別表 2 参照)において、地上散布機械(別表 2 参照)を 1 台以上保有(別表 2 参照)していること。

- ・散布業務期間（別表 2 参照）において、農薬の安全使用に関する資格を有する者（別表 1 参照）を 1 名以上有していること。

3) 薬剤空中散布

ア) 無人ヘリコプターによる散布

- ・散布業務期間（別表 2 参照）において、高所飛行技術認定者（別表 1 参照）を 1 名以上有していること。
- ・散布業務期間（別表 2 参照）において、損害保険（別表 2 参照）に加入した無人ヘリコプターを 1 機以上保有（別表 2 参照）していること。
- ・散布業務期間（別表 2 参照）において、農薬の安全使用に関する資格を有する者（別表 1 参照）を 1 名以上有していること。

イ) 無人マルチローターによる散布

- ・散布業務期間（別表 2 参照）において、使用する機体に関する飛行等の操作講習等を修了している者（別表 1 参照）を 1 名以上有していること。
- ・散布業務期間（別表 2 参照）において、損害保険（別表 2 参照）に加入した無人マルチローターを 1 機以上保有（別表 2 参照）していること。
- ・散布業務期間（別表 2 参照）において、農薬の安全使用に関する資格を有する者（別表 1 参照）を 1 名以上有していること。

(4) 普通作業道等開設業務

- ・施工管理に関する技術者（別表 1 参照）

3 欠格事項

第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加できません。

- (1) 「地方自治法施行令」（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号（参考 1 参照）のいずれかに該当すると認められる場合で、知事が競争入札に参加させないこととした者。
- (2) 前号に掲げる者を受任者（代理人）として使用する場合で、知事が競争入札に参加させないこととした者。
- (3) 国、県、市町村、財産区、林業公社、独立行政法人森林総合研究所等の公的機関等から競争入札に係る指名停止の措置を受け、かつ、その措置期間が経過しない者。

第 3 条 審査申請書類

審査申請に必要な書類は次のとおりです。

1 必須書類（薬剤散布以外）

① 秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録審査申請書（様式 1 号）

② 誓約書（様式 4 号）

③ 登記事項証明書（写し）

※申請日の 3 か月以内に法務局が発行したもの。

④ 使用印鑑届（様式 6 号）

⑤ 専門技術者等一覧表（様式 7 号）

⑥ 専門技術者等の資格の取得を証明する書類（写し）

※資格認定機関が発行した資格者証の写しなど

⑦ 専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類（写し）

※健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書または市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写しなど

※県が発注する森林整備関係業務における専門技術者については、入札参加資格確認申請日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日。）以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要なので留意すること。

⑧ 森林作業員一覧表（様式 9 号）

⑨ 森林作業員が労働者災害補償保険等に参加していることを証明する書類（写し）

⑩ 県税「全税目」納税証明書（写し）又は県税に滞納がないことの証明書（写し）

※地域振興局県税部又は県税課が申請日の3か月以内に交付したもの。

⑪消費税等納税証明書（写し）

※申請日の3か月以内に税務署が交付したもの。

⑫財務諸表（写し）

※申請日の属する会計年度前の会計年度書類（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に
関する書類）

2 必須書類（薬剤散布関係）

上記1の①～⑦、⑩～⑫のほか、次の書類を提出すること。

なお、⑦専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類（写し）について、専門技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係がない場合は、雇用期間を明記した派遣契約書、
出向契約書などを提出すること。

(1) 薬剤地上散布

- ・地上散布機械の保有を証するもの（売買契約書写し、貸借契約書写し等）
- ・地上散布機械の性能を確認できるもの（カタログ等）
- ・地上散布機械の保有状況等（様式11）

(2) 薬剤空中散布

ア) 無人ヘリコプターによる散布

- ・無人ヘリコプターの所有を証するもの（売買契約書写し、貸借契約書写し）
- ・機体及び散布装置の型式、性能並びに定期点検済票を確認できるもの（写真等）
- ・農薬散布の飛行が安全に行われる機体であることを証するもの。

（無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（様式2）無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書等）

- ・機体の損害保険証書（写し）
- ・直近の定期点検簿及び飛行記録簿（写し）

イ) 無人マルチローターによる散布

- ・無人マルチローターの所有を証するもの（売買契約書写し、貸借契約書写し）
- ・機体及び散布装置の型式、性能並びに定期点検済票を確認できるもの（写真等）
- ・農薬散布の飛行が安全に行われる機体であることを証するもの。

（無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（様式2）無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書等）

- ・機体の損害保険証書（写し）
- ・直近の定期点検簿及び飛行記録簿（写し）

3 その他書類

次の各号の場合、前項の書類に加えて各号で規定する書類の提出が必要です。

(1) やむを得ない事由により、他の者に関係業務の権限を委任する場合。

- ・委任状（様式5号）

(2) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」5条第3項の規定により知事の改善措置の計画の認定を受けている場合。

- ・認定事業体の改善計画認定通知書（写し）

(3) 申請日の属する会計年度の前年度及び前々年度に、県以外の公的機関が発注した森林整備業務の施工実績がある場合。

- ・森林整備関係業務実績調書（様式10号）

(4) 「会社更生法」による更正手続き開始の申し立てをした場合。

- ・更正計画認可の決定書（写し）

(5) 「民事再生法」による再生手続き開始の申し立てをした場合。

- ・再生計画認可の決定書（写し）

4 事業協同組合及び協業組合に係る特記事項

「中小企業等協同組合法」に基づいて設立された事業協同組合及び「中小企業団体の組織に関する法律」に基づいて設立された協業組合については、第1項及び第2項に掲げる申請書等のほか、次に掲げる書類を添付してください。

- ①組合の定款
- ②共同受注規約(登録を希望する業務に関して、共同受注の定めがあること。)
- ③組合役員名簿
- ④組合員名簿
- 5 提出部数
審査に必要な申請書等の提出部数は1部とします。

第4条 提出方法

第3条に規定する審査申請書類の提出は、申請者の主たる事務所等の所在地を所管する地域振興局農林部森づくり推進課へ原則持参とします。ただし、遠隔地等で持参することが困難な場合は郵送での提出も可とします。

第5条 受付期間等

- 1 第3条で規定する審査申請書類の提出は次のとおり受け付けます。ただし、土日、祝日は除きます。

回数	受付期間	審査基準日	適用日
第1回	R7. 3. 1～R7. 3. 15	R7. 2. 28	R7. 5. 1
第2回	R7. 8. 1～R7. 8. 15	R7. 7. 31	R7. 9. 1
第3回	R7. 11. 1～R7. 11. 15	R7. 10. 31	R7. 12. 1
第4回	R8. 2. 1～R8. 2. 15	R8. 1. 31	R8. 3. 1
第5回	R8. 5. 1～R8. 5. 15	R8. 4. 30	R8. 6. 1
第6回	R8. 8. 1～R8. 8. 15	R8. 7. 31	R8. 9. 1
第7回	R8. 11. 1～R8. 11. 15	R8. 10. 31	R8. 12. 1

- 2 受付時間は次のとおりとします。
午前8時30分から正午
午後1時00分から午後5時15分
- 3 各回の受付期限(最終日の午後5時15分)までに提出されない場合は、いかなる理由があっても次回受付期間まで受け付けしませんのでご注意ください。ただし、やむを得ない理由により郵送で提出される場合は当日消印有効とします。

第6条 結果通知

- 1 資格審査の結果、参加資格を有すると認められるときは、申請回に対応する適用日以前に申請者に通知します。
- 2 資格審査の結果、参加資格を有すると認められないときは、今後の具備すべき要件等を添えて、申請回に対応する適用日以前に申請者に通知します。
なお、異議等がある場合は、通知を受け取った日から5日以内(土日、祝祭日を除く。)に書面により申し出てください。
- 3 第1項に該当するものは「資格者名簿」へ登載されますが、これが直ちに競争入札の指名があるということではありません。

第7条 有効期間

前条第1項に該当するものの資格の有効期間は、申請回に対応する適用日から令和9年4月30日までです。

ただし、薬剤散布機械(地上散布機械、無人ヘリ)をリース保有している場合で、契約期間が資格者名簿の有効期間途中で満了となる場合は、資格者名簿の有効期間の終期をリース契約期間の満了日とします。

第8条 申請事項の変更

- 1 新たな業務区分の参加資格の取得を伴わない変更

参加資格者は、次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかに届出（様式２号）してください。

- (１)事業所又は営業所の名称、所在地
- (２)商号又は名称
- (３)代表者又はその氏名及び役職
- (４)電話番号又はファクシミリ番号
- (５)受任者（代理人）又はその氏名及び役職
- (６)使用する印鑑
- (７)専門技術者の氏名又は人数
- (８)営業に関する登録、許可、認可、免許等
- (９)薬剤散布機械の種類、規格、リース契約期間及び損害保険期間等
- (10)農薬の安全使用に関する資格（別表１参照）の種類、認定書番号
- (11)高所飛行技術認定者（別表１参照）に関する資格の有効期限
- (12)その他重要な事項

２ 添付資料

- ①第１項１号から３号までに該当する場合は登記事項証明書を添付してください。
- ②第１項第５号に該当する場合は委任状（様式５号）を添付してください。
- ③第１項第６号に該当する場合は使用印鑑届（様式６号）を添付してください。
- ④第１項第７号に該当する場合は専門技術者等変更届（様式８号）を添付するものとし、変更の内容が専門技術者等の追加の場合は、加えて資格取得を証明する書類及びその者が社員又は職員であることを証明する書類を添付してください。
- ⑤第１項第９号に該当する場合は、証明書類（売買等契約書、カタログ、契約証書等）を添付してください。
- ⑥第１項第10号及び第11号に該当する場合は、専門技術者等変更届（様式８号）を添付するものとし、加えて資格取得（更新）を証明する書類を添付してください。

３ 新たな業務区分の参加資格の取得を伴う変更

参加資格者は、新たな業務区分の参加資格の取得を伴う変更のときは、変更審査申請書（様式２－１号）を提出してください。

- (１)受付期間等
第５条を準用します。
- (２)結果通知
第６条を準用します。
- (３)有効期間
第７条を準用します。

第９条 廃業及び辞退の届出

参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかに秋田県森林整備関係業務入札参加資格者廃業(辞退)届（様式３号）を提出してください。

- １ 合併その他の事由により解散した場合は、その役員であった者、破産管財人又は清算人
- ２ 第２条第１項及び第２項に規定する参加資格を失った場合は、当該参加資格者
- ３ 第２条第３項第１号及び第２号に規定する知事が競争入札に参加させないこととした場合は、当該参加資格者
- ４ 参加資格を辞退しようとする場合は、当該参加資格者

第10条 参加資格の取消

参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消すものとします。

- １ 第２条第１項及び第２項に規定する参加資格を失ったとき。
- ２ 第８条及び第９条の規定の申請、届出をしなかったとき。

- 3 第3条、第8条及び第9条により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- 4 「地方自治法施行令」第167条の4第2項各号（参考1参照）のいずれかに該当する事実があったとき。
- 5 破産法に基づく破産手続と会社法に基づく特別清算の事実が認められたとき。
- 6 その他参加資格の取消が妥当と判断されるとき。

第11条 その他

秋田県が行う森林整備関係業務の競争入札に参加するためには、自らで発注情報を電子入札システムにより検索し、参加可能な入札の情報を得たうえで、入札等の手続を行う必要がありますので、注意してください。

附則 この規程は、令和7年1月27日から施行する。

附則 この規程は、令和7年2月18日から施行する。

別表 1

林業の専門技術者	技術士	「技術士法」第2条第1項に規定する技術士であって、森林部門に係る登録を受けている者
	林業技士	(一社)日本森林技術協会の定める「林業技士登録者名簿」登録者
	・基幹林業技能士 ・林業技能作業士 ・林業作業士 ・基幹林業作業士	秋田県又は林業労働力確保支援センターの認定を受けた者 ・基幹林業技能士(グリーンマイスター)昭和56年～60年 ・林業技能作業士(グリーンワーカー)昭和61年～平成2年 ・林業作業士(新グリーンワーカー)平成3年～平成7年 ・基幹林業作業士(ニューグリーンマイスター)平成8年～
	林業普及指導員	林業普及指導員国家試験に合格した者
	秋田県林業技術管理士	秋田県林業トップランナー養成研修(秋田林業大学校)を修了し、秋田県の認定を受けている者
	・林業作業士 (フォレストワーカー) ・現場管理責任者 (フォレストリーダー) ・統括現場管理責任者 (フォレストマネージャー)	林業労働力の確保促進に関する法律に基づく資金の貸付等に関する省令(平成8年農林水産省第25号)第1条第1項に規定する研修修了者名簿登録者
	その他	平成16年5月の森林法改正前の林業改良指導員としての資格を有していた者
施工管理の技術者	土木施工管理技士(1級、2級)	「建設業法」第27条に基づく土木施工管理技術検定試験に合格した者
	造園施工管理技士(1級、2級)	「建設業法」第27条に基づく造園施工管理技術検定試験に合格した者
松くい虫専門調査員		秋田県農林水産部長より松くい虫専門調査員の認定を受けている者
農薬の安全使用に関する資格		①各都道府県知事が認定した「農薬管理指導士」 ②全国農業協同組合連合会長が認めた「防除指導員」 ③全国農薬協同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」 ④(社)緑の安全推進協会会長が認めた「緑の安全管理士」
高所飛行技術認定者		(社)農林水産航空協会の認定した資格を有する者
無人マルチローターによる散布において使用する機体に関する飛行等の操作講習等を修了している者		民間講習団体等において薬剤空中散布に使用する機体の操作に関する講習の受講等により、10時間以上の飛行経歴及び、5回以上の物件投下実績を有する者

別表2 薬剤地上散布及び薬剤空中散布業務における用語の定義

地上散布機械	到達距離(高さ)20m以上で薬液タンク容量500L以上の動力散布機(ポンプ)、又は到達距離(高さ)20m以上の送風散布装置(スパウダー)をいう。
無人ヘリコプター	「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」において定義された無人航空機で、農薬散布の飛行が安全に行われる機体であるか国土交通省による審査を受け所定の基準をみたしている機体をいう。
無人マルチローター	「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」において定義された無人航空機で、農薬散布の飛行が安全に行われる機体であるか国土交通省による審査を受け所定の基準をみたしている機体をいう。
保有(次のいずれかを満たすこと)	①自社保有:機械の所有権を有し、専用的に使用できる状態にあるもの。 ②リース保有:機械の所有権を有するものから賃貸契約により機械を借り受け、専用的に使用できる状態で契約が結ばれているもの。
散布業務期間	散布前の準備、散布後の後片づけ等も含めた期間として、6月1日から7月30日までとする。(実際の業務委託期間は同じとは限らない。)
損害保険	対人及び対物の損害賠償請求に対応した保険をいう。(保険金の額は問わない。)

参考 1

地方自治法施行令 第167条の4 抜粋

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。